

# 福井県衛生環境研究センター評価実施要領

## (目的)

第1条 この実施要領は、福井県衛生環境研究センター(以下「研究センター」という。)が行う調査研究等の事業を県民生活、社会への貢献および科学技術の発展という観点から、より効果的、効率的に推進できるよう「福井県公設試験研究機関等評価ガイドライン」に基づく評価を適正に行うために必要な事項を定める。

## (基本的考え方)

第2条 評価の基本的な考え方は次のとおりとする。

(1) 評価の妥当性

評価の客観性・公正さ・信頼性等を確保するため、公衆衛生・環境保全等、当該研究分野の専門家を含めた第三者による外部評価を実施する。

(2) 開かれた評価

研究センターの現状について県民の理解を得るとともに、評価の透明性・公正さを確保するため、評価に関する情報を積極的に公開する。

(3) 評価結果の適切な反映

評価結果は、調査研究等の事業計画および研究センター運営の見直し等に適切に反映させる。

## (評価委員会の設置)

第3条 研究活動および機関活動の評価を行うため、次の2委員会を置く。

(1) 研究課題評価委員会

(2) 機関評価委員会

## (評価委員会の責務)

第4条 評価委員会は、客観的かつ公正な立場から総合的に評価を行い、適切な助言を与えなければならない。

## (評価の対象)

第5条 評価は、研究センターが実施する調査研究(以下「研究課題評価」という。)と、研究センターの事業、運営等全般(以下「機関評価」という。)を対象とする。

(1) 研究課題評価

研究課題の設定、研究内容、研究体制、研究の進捗、研究結果、研究成果等について評価を行い、次の区分ごとに実施する。

「事前評価」、「中間評価」、「事後評価」、「追跡評価」

(2) 機関評価

研究センターの調査研究、試験検査、研修指導、公衆衛生・環境情報の収集・解析、環境教育・学習の推進等の業務全般について、推進体制、運営等を総合的に評価する。

( 評価項目、評価基準 )

第 6 条 評価が適切に行われるよう、評価項目、評価基準を別に定める。

( 評価結果の取扱 )

第 7 条 評価結果の反映、公開、報告について、次により取扱うものとする。

(1) 評価結果の反映

評価結果を適切に反映するため、福井県行政組織規則第 195 条の 2 に定める企画運営会議を開催し、次の事項を審議する。

研究方針

研究課題の選定

研究内容の見直し

研究実施計画（経費、体制等含む）の見直し

研究センターの運営の改善

その他

(2) 評価結果の公開

個人情報、企業秘密の保護、知的財産権の取得に配慮して、評価結果を公開する。

(3) 評価結果の報告

評価結果は、速やかに報告書に取りまとめ、所管課を通して福井県科学技術振興会議（地域産業・技術振興課産学官連携推進室）に提出する。

( 事 務 )

第 8 条 この要領に関する事務は、研究センター管理室企画情報グループにおいて行う。

( その他 )

第 9 条 本要領の実施に際し必要な事項は細則により定める。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

改正 平成 15 年 6 月 1 日一部改正

# 福井県衛生環境研究センター評価実施要領細則

## (目的)

第1条 この細則は、「福井県衛生環境研究センター評価実施要領」の規定に基づき、福井県衛生環境研究センター(以下「研究センター」という。)における研究評価、機関評価の実施について、必要な事項を具体的に定めることを目的とする。

## (評価委員の選任)

第2条 研究課題評価委員会および機関評価委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 地域保健・公衆衛生および環境保全分野の専門家で、有識者から研究センター所長が選任し、委嘱する。
- (2) 各委員会の構成は8名以内とし、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- (3) 研究課題評価委員と機関評価委員を兼任しても差し支えない。

## (評価委員会の運営)

第3条 研究課題評価委員会および機関評価委員会にそれぞれ委員長を置く。委員長は各構成委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、研究センター所長の要請を受けて委員会を招集し、これを主宰する。
- 3 委員長は、審議結果を研究センター所長に報告する。

## (評価の対象範囲)

第4条 研究課題評価は、委託・助成を受けた研究課題、他機関との共同研究および研究センター所長が必要と認めた研究課題を対象とする。

## (研究課題評価の実施時期と内容)

第5条 研究課題評価の実施時期および評価内容は次のとおりとする。

- (1) 事前評価  
研究課題の選定について事前に評価する。
  - (2) 中間評価  
研究事業の開始後、一定期間を経過した時点において、その達成度、継続の必要性等について評価する。
  - (3) 事後評価  
研究事業の終了時点において、その成果の達成度について評価し、事後の調査研究活動の参考とする。
  - (4) 追跡評価  
研究終了から一定期間経過後、研究成果の波及効果について評価する。
- 2 他の機関等で評価を受けた研究課題および緊急時の行政的要請による研究課題は、事前評価の対象としない。
  - 3 単年度の研究課題については、中間評価は行わない。

( 研究課題評価項目 )

第 6 条 研究課題評価の項目は次のとおりとする。

(1) 事前評価

研究目的が研究センターにふさわしいか。

研究内容が独創的かつ新規性を有しているか。

研究目標達成のための研究計画、体制（組織、設備、予算など）および技術手法は妥当であるか。

衛生および環境行政施策の推進に寄与する研究であるか。

県民、社会的ニーズに的確に対応する研究であるか。

費用対効果のバランスはとれているか。

(2) 中間評価

研究の進捗状況は適正であるか。

研究の継続は妥当であるか。

研究目的、内容等の変更、修正が必要であるか。

研究体制（組織、設備、経費など）は適正であるか。

(3) 事後評価

研究目的、内容は達成されたか。

研究成果の学術的・社会的意義は認められるか。

研究成果は今後の研究への発展性があるか。

行政施策に活用され、貢献しているか。

県民や社会のニーズを適切に反映しているか。

(4) 追跡評価

研究成果が科学技術の向上に貢献したか。

研究成果が行政施策に活用、利用されたか。

研究成果が地域住民のニーズに適合したか。

研究成果が他の研究に波及しているか。

研究課題を今後発展すべきか。

( 研究課題の評価基準 )

第 7 条 各研究課題につき、前条に定める項目についてそれぞれ以下の 3 段階評価で評点を付けるとともに、その理由、意見を付して総合評価を行う。

A：優れている。

B：良好、適切である。

C：やや劣っている、一部見直す点がある。

2 必要に応じて研究課題提出者に対するヒヤリング、施設への訪問調査を実施し、評価を行うことができる。

( 機関評価の実施時期と内容 )

第 8 条 研究センターが事業全般について策定する実施計画、報告書に基づき、研究センターの事業活動の内容、体制、施設・設備、人材確保・養成、将来の計画等について、機関評価を 3 年ごとに実施する。

( 機関評価項目 )

第 9 条 機関評価の項目は次のとおりとする。

試験検査事業の計画、実施状況は適正であるか。

調査研究事業の計画、実施状況は適正であるか。

研修指導事業の計画、実施状況は適正であるか。

公衆衛生・環境情報の収集・解析事業の計画、実施状況は適正であるか。

環境教育・学習の計画、実施状況は適正であるか。

試験・研究体制は効果的・効率的なものになっているか。

試験・研究体制の施設・設備は適正に整備されているか。

人材の確保とその養成に適切な方法が取られているか。

試験検査事業、研究の予算配分は適正であるか。

行政施策、地域社会に寄与しているか。

他の機関との交流、連携が図られているか。

( 機関評価の評価基準 )

第 10 条 評点は、研究課題評価と同様 3 段階評価とする。

( 研究センターの責務 )

第 11 条 研究センター所長は、評価委員会に対し調査研究新規計画書、調査研究中間報告書、調査研究終了報告書、事業計画書、事業報告書など必要な書類を提出しなければならない。

2 研究センター所長は、審議結果に十分配慮し、関係機関と研究予算の重点的・効率的配分等について十分連携・調整を図るものとする。

( その他 )

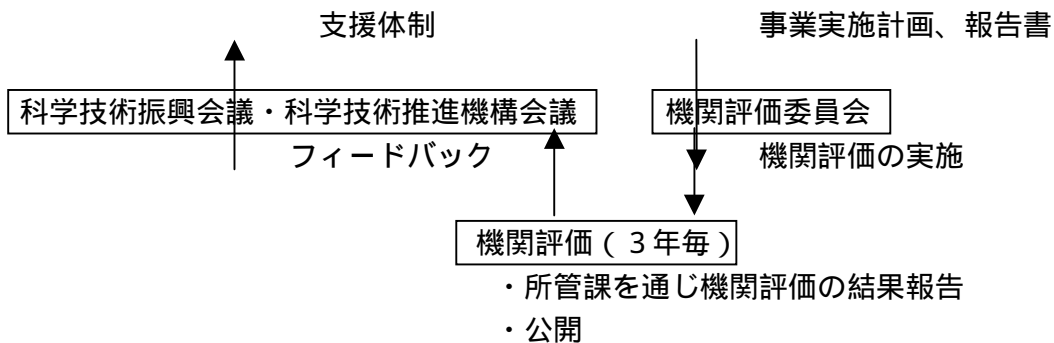
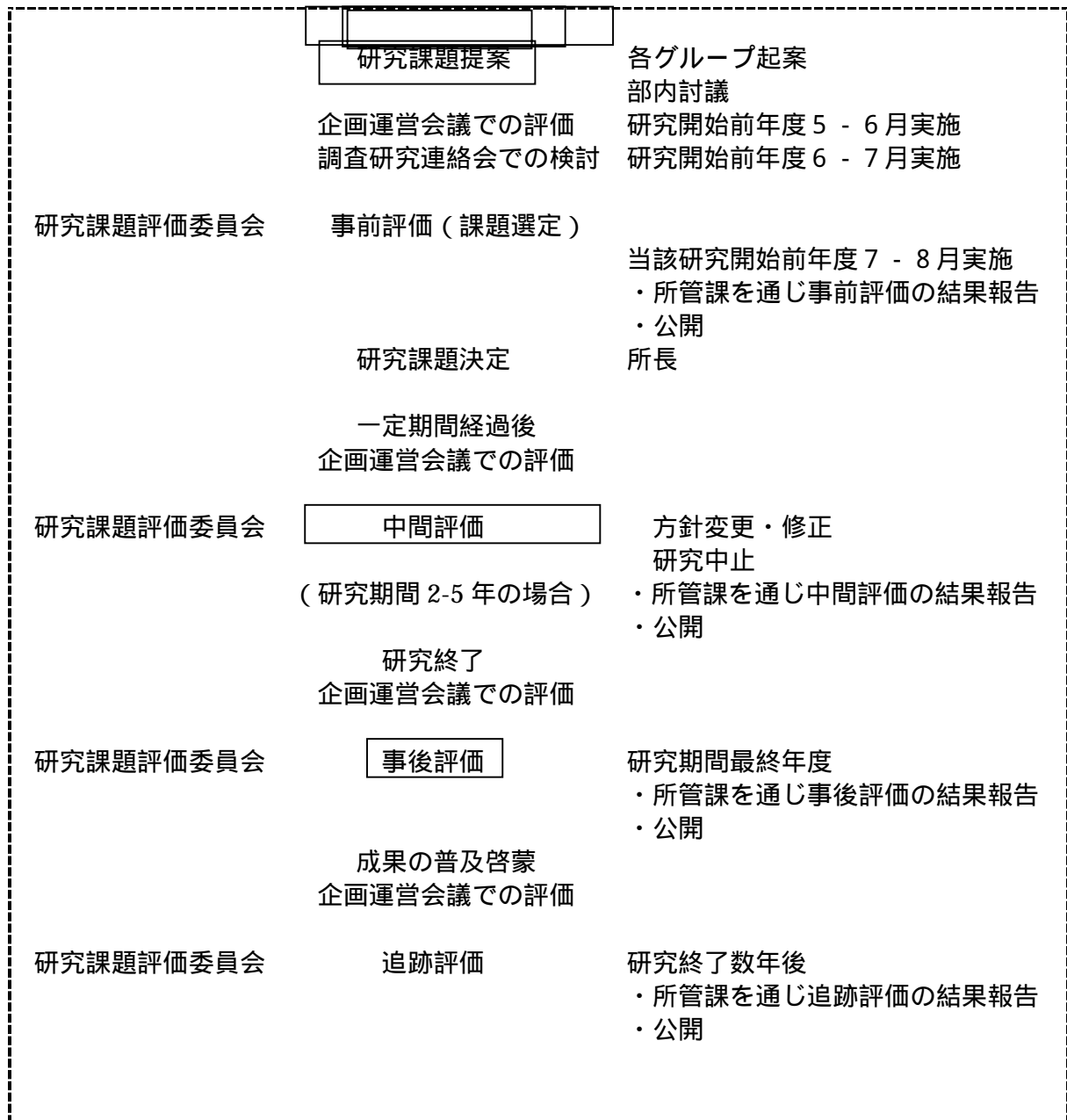
第 12 条 この要領細則に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は研究センター所長が別に定める。

附 則

この要領細則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

改正 平成 15 年 6 月 1 日一部改正

## 衛生環境研究センター研究・機関評価システムフロー



調査研究 事前評価表

年度		記入日 平成 年 月 日		
		研究評価委員名 _____		
研究課題名 (新規)				
主担当者	所属	氏名	研究期間	
共同研究者				
評価対象項目				評点
研究目的が研究センターにふさわしいか。				
研究内容が独創的かつ新規性を有しているか。				
研究目標達成 のための	研究計画は妥当であるか。			
	体制（組織、設備、予算など）は妥当であるか。			
	技術手法は妥当であるか。			
衛生および環境行政施策の推進に寄与する研究であるか。				
県民、社会的ニーズに的確に対応する研究であるか。				
費用対効果のバランスはとれているか。				
[意見]				
[総合評価] 【                    】				

評点； A：優れている。 B：良好、適切である。 C：やや劣っている、一部見直す点がある。

調査研究 中間評価表

年度				記入日 平成 年 月 日
				研究評価委員名 _____
研究課題名 (継続)				
主担当者	所属	氏名	研究期間	
共同研究者				
評価対象項目				評点
研究の進捗状況は適正であるか。				
研究の継続は妥当であるか。				
研究目的、内容等の変更、修正が必要であるか。				
研究体制(組織、設備、経費など)は適正であるか。				
[意見]				
[総合評価] 【                   】				

評点； A：優れている。 B：良好、適切である。 C：やや劣っている、一部見直す点がある。



調査研究 事後評価表

年度				記入日 平成 年 月 日
				研究評価委員名 _____
研究課題名				
主 担 当 者	所属	氏名	研究期間	
共同研究者				
評 価 対 象 項 目				評 点
研究目的、内容は達成されたか。				
研究成果の学術的・社会的意義は認められるか。				
研究成果は今後の研究への発展性があるか。				
行政施策に活用され、貢献しているか。				
県民や社会のニーズを適切に反映しているか。				
[ 意 見 ]				
[ 総合評価 ] 【                      】				

評点； A：優れている。 B：良好、適切である。 C：やや劣っている、一部見直す点がある。

## 調査研究 追跡評価表

年度			記入日 平成 年 月 日	
			研究評価委員名	
研究課題名				
主 担 当 者	所属	氏名	研究期間	
共同研究者				
評 価 対 象 項 目			評 点	
研究成果が科学技術の向上に貢献したか。				
研究成果が行政施策に活用、利用されたか。				
研究成果が地域住民のニーズに適合したか。				
研究成果が他の研究に波及しているか。				
研究課題を今後発展すべきか。				
[ 意 見 ]				
[ 総合評価 ]		【                   】		

評点； A：優れている。 B：良好、適切である。 C：やや劣っている、一部見直す点がある。

